

第百六十六回国
参議院法務委員会會議録第九号

平成十九年四月二十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

愛知 治郎君

尾立 源幸君

洲上 貞雄君

四月二十五日

辞任

仁比 聡平君

四月二十六日

辞任

江田 五月君

吉川 春子君

補欠選任

関谷 勝嗣君

前川 清成君

近藤 正道君

補欠選任

吉川 春子君

補欠選任

松下 新平君

仁比 聡平君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下 栄一君

岡田 広君

松村 龍二君

築瀬 進君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

陣内 幸雄君

関谷 勝嗣君

谷川 秀善君

江田 五月君

千葉 景子君

角田 義一君

前川 清成君

松岡 徹君

松下 新平君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

法務省民事局長

浜四津敏子君

仁比 聡平君

吉川 春子君

近藤 正道君

長勢 甚遠君

水野 賢一君

奥野 信亮君

田中 英明君

寺田 逸郎君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、洲上貞雄君、尾立源幸君、愛知治郎君及び仁比聡平君が委員を辞任され、その補欠として近藤正道君、前川清成君、関谷勝嗣君及び吉川春子君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

戸籍法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局長寺田逸郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下栄一君) 戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松岡徹君 おはようございます。

民主党が一番バッテリーでやるのは初めてじゃないかと思うんですが、いろいろと自民党の皆さんに、何か配慮があったそうでございますが、一番バッテリーということで、戸籍法の一部改正の法律案に対して御質問をさせていただきたいと思っております。

私たち自身は、この戸籍法改正について、この改正の動機が、不正請求だとかあるいは不当な目的に使われている事案が多くなって、そして今回の改正に至る背景にもなっているということは私も知っております。それで、今回の改正は、この間、昭和五十一年、前回一部改正ありましたけれども、そのときも実は、不正請求や不正使用という事案が増えてきたと、それに対応するというのが理由でもございました。そして、今回もまた、不正請求や不当な目的による事案が続発しているというこのことに対する対応策として今回の改正案が提案されたというふうに思っています。

したがって、まず、なぜこの不正請求や不正使用、不当な目的に使われるような事案が起きるのかということでありまして、それで、まずは不正請求ですね、この背景になった実態はどうなっているのか、昭和五十一年改正時から見れば効果があったのかというふうに思うんですが、いずれにしても、不正の実態というものがまずはどんな実

態であるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(長勢甚遠君) 戸籍法の改正の経過は今先生お話しのとおりだと思います。

戸籍謄本等の不正請求というのは、他人が戸籍に記載された者本人であると偽って請求をするとか、請求権者でないのに請求の理由を偽って請求権者であるかのように装って請求をしたり、あるいは不当な使用目的を隠して正当な使用目的であるかのように装って請求するというような場合などが考えられるわけでありまして、また、そういう不正使用ということになりますと、例えば、不正請求によって取得した戸籍謄本等により身元調査を行うとか、あるいは金銭的な利益を得る目的で、不正請求により取得した戸籍謄本等を興信所や探偵社などに売り渡すというような行為などがこれに当たるものと考えております。

このような不正請求、不正使用に関する実態については、すべて網羅、把握できるわけではございませんが、現行法上は戸籍謄本等の職務上の交付請求に当たるということで理由の記載を要しない、そういう行政書士等の資格者の方々が、職務上必要でないのに職務上請求用紙を用いて不正請求を行うという事件が相当相次いで起きておるというふうな実態にあるというふうに理解をしております。

○松岡徹君 今大臣がおっしゃられました不正請求あるいは成り済ましという事件がありました。

私は実は、昨年の他の委員会ですが、当時の杉浦大臣に対して、今、長勢大臣がおっしゃっておられました一つの事件についての対応、私、その見解なり取組をただしたところでありまして、それについて長勢大臣にも改めて見解といたしますか考え方を、当然引継ぎはされておられるという前提で改めてお聞きしたいと思うんですが。

今から二年半ほど前でありますから、二〇〇四年の十二月に事件が発覚しました。御存じだと思えますが、兵庫の方の行政書士が、その職務上権限を利用してその目的以外の不当な目的によって戸籍謄抄本を入手すると、それを興信所、探偵社に通二千五百円から三千円で売り渡していたという事件が起きました。あるいは、その当時の同じく兵庫の行政書士ですが、職務上請求用紙というのがございまして、その百枚束になったものを、これを六万円で興信所に売り渡していた。その興信所は、その行政書士に成り済まして他人の戸籍謄抄本を入手していた、こういう事件が起きました。

私は、そのときに、その事件、私自身は、なぜこのような身元調査のようなことをするのか。他人の戸籍謄抄本を本人の承諾なしに、しかも立場を利用して商いのする。一通三千円で売るといことは商売にする。買った人間は、全くそういう不正な行為と分かりながら行政書士に依頼して買うわけですから、正当な、真つ当な目的ではないということが想像できるんですね。

私は、この事件の背景には、戸籍による身元調査ということが考えられるということを申し上げてきました。私自身は被差別部落の生まれでございまして、私たち自身は、差別の大きな原因として、その出自を明らかにし、社会的に差別を受けていく。結婚や就職やその他の場合によつて差別を受けるということが、そういう形で不利益を被るという事件は今後も絶たないんです。そういった差別的道具の一つとしてそういうふうにご利用されていくことがあります。

本来、戸籍というものは何なのかということ、そもそも論というのがあるわけですが、壬申戸籍からずっと始まりまして、私たち自身は、その前身であります水平社の時代から、壬申戸籍そのものが極めて差別的な戸籍のありようであったということで改正等をつつと求める運動をしてまいりました。その間にも様々あるんですが、私も知っている限りでは、戦後になって民主的な戸籍

法にスタートしたにもかかわらず、それぞれの全国の市町村が保管している戸籍のところに、部落の人たちのところには新平民というふうに書いていたり、旧えたというふうに記して戸籍を保管していた。あるいは、部落の人たちに赤丸を付けてやっていたというのがずっと残っています。民間のレベルでは、それぞれの未寺、お寺に、それぞれのお寺の中の檀家さんとかいう、そういう名簿があります。そこにもそういうような記載がされているところが近年までございました。

そういう意味では、戸籍というものは一体何のために要するのかと。すなわち、公証制度であるんですが、それが差別をする道具に使われてしまっているというところはやっぱり大きな欠陥であるというふうに思っております。私たち自身は、その民主的な改正、人権を守るという立場で改正を求めてきました。その流れを受けて昭和五十一年に一つは改正をされているんですね。

そのときの、当時の民事局長の発言もそうですが、昭和五十一年に改正されたときに、戸籍謄抄本記載事項証明書の交付を請求する場合には、請求事由を明らかにしなければならず、それが不当な目的であることが明らかなきときには請求を拒むことができることになったと。これは五十一年の改正のときです。

不当な目的の基準としては、婚外子であることや離婚歴など他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し又はこれを公表するなどプライバシーの侵害につながるもの、あるいは戸籍の記載事項を手掛かりとして同和地区出身者であるか否かを調査するなど差別行為につながるものなど、戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して謄本などを不当に利用する目的を言う。これ当時の、一九七六年、昭和五十一年十一月五日の民事局長通達なんですね。不当な目的の基準というふうに言っています。

私は、今回の戸籍法の一部改正する動機となつた不当な目的あるいは不正な請求、使用という事案が統括したために、その背景として今回改正す

るということですから、当然、こういったことが二度と起こらないような改正案になつていて、この観点で是非とも質問をさせていただきたいというふうにも思っております。

そこで、申し上げたように、私はここで、二年半前、二〇〇四年の十二月発覚した行政書士による戸籍の不正入手事件、これは、一人の行政書士が四年間に二千通の大量の戸籍謄抄本を不正にそういうふうに入手して、そして興信所、探偵社に売っていた事件である。あるいは、職務上請求用紙をそのまま束にして、一冊六万円で興信所に売っていた。あるいは、司法書士、弁護士にまでそういった行為があつたということがあります。それは兵庫だけではなくて、京都あるいは名古屋あるいは東京、福岡と、全国でそういった事件、事案がこの間増えているんですね。

昭和五十一年に改正したときのあの目的が十分機能を果たしていなかったということになるんじゃないかというふうにも思ふんですけれども、大臣のその辺の認識はいかがですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 五十一年の改正によつて、交付請求があつた場合に、不当な目的によるということが明らかなきときは市町村長はこれを拒むことができるという規定を設けたわけでございまして、この改正から約三十年、今たつておるわけでありまして、その間に、自己のプライバシーにわたる情報を他人に知られたくないという国民の意識は更に高まつたと。また、個人情報保護が社会的に要請されているという事情にありますし、一方で、今先生おっしゃるように、他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が続いて発生をし、関係方面からこういうものを見直すべきだという意見が非常に強く出されるに至りました。

この一つは、やっぱり不当な目的によるものが明らかという規定自体が、やや現行法の要件が抽象的なものですから、地域によつて扱いが統一されていないというような御指摘もありました。そういうことから、今回、これをきちんとやるようにするためにどうしたらいいかという観点から今

回の改正を提案を申し上げているわけで、今先生御指摘のあつたようなことが起きないように、是非この法案を早く整備をしたいと思っております。

○松岡徹君 大臣のその思いはしっかりと受け止めたと思います。

残念ながら、こういった事案が、結局、イタチごつこにならないようにしてはならない、実のある改正にしていかなければならない、そして実のある運用になっていかなければならないというふうにも思っております。

もう一つ、そのときに、私は杉浦大臣にも指摘をさせていただきましたが、今回のそういった事件のときに、不正入手した当時の兵庫県関係の行政書士の皆さんは四人ほどおりましたけれども、そのうち、それぞれが行政罰を受けておられます。そして、それなりの社会的制裁を受けておるんですね。そして、その後、行政書士協会は自らの問題として内規をしつかりと厳しく改めたということも聞いております。

しかし、問題は、職務上の立場を利用して他人の戸籍謄抄本を取つて一通三千円で売ると、そして職務上請求用紙を他人に転売すると、そして利益を得るという行為は明らかに間違いでありますけれども、それによる行政罰を受けるのは当然であります。しかし、問題は、それを三千円で買ったやつ、そしてその行政書士を唆すまでは言いませんが、そこに荷担した、要するに、何がこれは問題なのかといえ、行政書士がそういう行為をしたから、自ら守らなくてはならない責務を逸脱した、あるいは不正にそれを利用したということも問題ですけれども、それだけではないと思うんですね。その事件の全容とすれば、すなわち、それを行政書士に依頼した、そして現金を渡して買った興信所、探偵社はどうなるんですか。彼らは何の社会的制裁も受けていませんよ。これは違反ですか、違反じゃないんですか。これは、興信所、探偵社としての探偵業法がこの六月から施行されますけれども、だけど、こういった行為は正

しいんですか正しくないんですか。これ、どう思われます。

○国務大臣(長勢基遠君) 当然、違法な行為だと思えます。ただ、現行の戸籍法では、御指摘のように、行政罰である五万円以下の科料の制裁というものが当該請求者一人にしか掛からないということになっておるわけでありまして、今先生御指摘のような事案に対しては厳しくやらなきゃいかぬと思えます。

今回の改正では、制裁は、科料から三十万円以下の罰金ということにいたしました。こういうふうに刑罰化をいたしましたので、当然この刑法総則が適用されることになりましたので、事案にはよりまずけれども、この戸籍謄本等の不正取得を依頼をしたという者に対して、これ、いろんな要件が整えば、あればということでございますけれども、そういう場合には共犯者として処罰するということも今回の改正により可能になるものと考えております。

○松岡徹君 今回の改正で、刑罰化するという一歩踏み込んだ罰則規定になっていきますので、私もあのとき言ったんですが、今回のこの事件について、何が問題なのか。単なる行政書士がその職権を逸脱したということだけではなくて、全体像を見れば、興信所、探偵社の行為はどうなのかということはやっばりしつかりとたださなくてはならない。そのことは、私からすれば、そのことが、こういった行為によって不当な部落差別やそういった人権侵害が起きないようにしなくてはならない。そこにつながらなければだめです。

この事件の一番の被害者はだれなのか。これ、大臣、だれだと思われませんか。この全体の事件です。これは、加害者という違反をしたのは行政書士であるし、興信所、探偵社ですけれども、この事件の、問題である事件の問題を被る人はだれだと思えます。

○国務大臣(長勢基遠君) 個別の問題ではございますが、一般的に申し上げて、不正に取った人、それから金で取得した人、その取得した人が何ら

かの形で利用したとすれば、その利用によって、利用の対象になった方で被害を受けられる方が生ずるということはあつてはならないことだと思えます。

○松岡徹君 そうだと思ふんですよ。その一つ一つがどういふ被害なのかというのは分かりませんが、いずれにしても、そういうことが考えられるんですね。

私はこのときにもう一つ、これを利用して、この行政書士に依頼していた興信所、探偵社の人たちと話しすることができました、直接。その中で、興信所の中に、これとは別に、部落地名総鑑というものが発覚した、所在していた。私は杉浦大臣にその現物を示しまして、今なおあると。三十六年前に発覚したあの事件、そして法務省がその後終結宣言出したんではないのかと言ったら、杉浦大臣は、あれは終結宣言ではありまさんと、引き続き、そういったことが起きれば全力を挙げて取り組みたいということをおっしゃっていただきました。

その後、昨年は地名総鑑が、全国の部落の所在地を記入した地名総鑑がフロッピー化している、電子化されているというもので発覚しました。今なおその出自、身元調査をするという日本社会の問題点というものはやっばり総合的に正していかななくてはならないと思うんですが、しかしそういった行為のやっばり一つにこの事件はなつていくんではないか。それによって被害を受ける人たちをどういふふうにかつていくのか、守るのかということはやっばり考えていってほしい観点だということに思ひますので、それは是非とも大臣に要望をしておきたいというふうに思っております。

そういう意味で、私は、そこにまでそういった被害がこれ以上被らないような今回の改正になるべきだということに思っております。

そこで、公証制度としての戸籍法というものがあつて、今回の改正で、原則公開を非公開にするというふうにおつしやいました。この原則公開を非公開にするという理由というものを改めて

ちよつと聞かせたい。

○国務大臣(長勢基遠君) 戸籍の公開制度は、社会生活においてそれぞれの国民の親族的身分関係の証明を必要とする場合には、広く国民の利用に供されることが望ましいというふうな考えられたことから、明治三十一年の旧戸籍法によって創設された制度でありまして、基本的に現行の戸籍法にもこの公開制度という考え方は受け継がれてきておるわけでありまして。

ただ、戸籍の記載には、例えば離婚歴など他人に知られたくないと思われる事項も含まれておることから、先ほど来お話がありますように、国民のプライバシー保護のための必要な措置として、昭和五十一年の戸籍法の一部改正によって、戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度が廃止されるとともに、市町村長は、戸籍謄本等の交付請求が不当な目的によることを明らかにしたときは、これを拒むことができるということになつたわけでありまして。

しかし、先ほど御説明いたしましたように、この不当な目的によることを明らかにする現行法の要件が抽象的でありまして、地域によって取扱いが統一されていないということもあり、いろんな事件、これを不当に使うという事件も起きました。そこで、今回、個人情報保護をより適切に保護する観点から、戸籍謄本等の交付請求をすることができるときは、戸籍謄本等の交付請求を行う、それとともに、その交付請求の際に、交付請求者の本人確認を行うこと、不正請求行為に対する制裁を強化すること等により、不正な請求を防止する措置を講ずることとしたものでございます。

ただ、今回の改正案においても、現行法の何人でも戸籍謄本の交付請求ができるという原則の下における戸籍の公開制度を制限する方向で見直すものではありますけれども、その公証機能の役割から、戸籍に記載された情報の第三者による利用を認めるべき場合もあることは当然であります。この点、今回の改正案の下でも、権利行使のために必要な場合など正当な理由がある場合には引き続き第三者請求も認められる扱いであります。

で、戸籍の公証機能というものが害されることはないというふうな認識をしておる次第でございます。

○松岡徹君 私は素直に、この戸籍制度といいますが、世界に余り類例のない制度なんで、これが戦前の明治のときから、そして大正、そして昭和に入つて幾つか改正されていくんですね。昔のよくな親族といふか、族、氏といふものを中心としたもので、そしてその当時は公開ではなくて非公開というのが原則でしたけれども、それが戦後になつて公開と。すなわち、公証制度としての性格を戦後になつて強めていったと思うんですね。

ところが、その公証制度の公証制度というものの自身の意味は、一体何をだれに証明するのか、そしてその意味はどういう意味を持っているのかということをや、やっばりその辺の観点が欠けると、これは原則公開から非公開、私は、素人の立場からすれば、公証制度というのは、私は日本人で、どこに住んで、生まれて、だれだ、名前が松岡徹ですということを社会の中で認知する、そのことが自分にとっては極めて幸せなことですし、自分のこれからの生活にとっても大事なことです。すなわち、社会秩序としてのルールというものを保つていくための公証制度という側面があるんですね。

これは、一方で、この公証制度があるというのは、それはその個人の生活や利益につながっていくというものでなくてはならないというふうに思ふんです。ですから、そういうことからすると、原則非公開にするというのは私はおかしいと思うんですね。私は日本人、どこに住んでいて、だれだ、名前は何かですということ自身は、これは何も隠すことも何でもありません。すなわち、そのことによって社会の秩序が維持されていく機能として存在を承知する、あるいはそのことが個人の利益となつて返ってくる、これは正に原則公開という意味の根本だと思ふんですが、そういうことからすると、非公開、すなわち知られたくないという気持ちという、極めて対症療法に

か映らないんですね。公証制度というのは本来そうあるべきです。私は、私はどここの生まれで何々出身だということを知らなくても問題はないう。ただ、それを知ることによって社会が排除するというのがあってはならない。おまえは障害を持つからという、あるいは私は部落出身だからといって排除するというのがあってはならないんです。私はどこの生まれで何であつてもいいわけです。それが公証制度であるはずなんです。

そういう意味では、私は、原則非公開にするというのはどうもむしろ見えなくしていくということにつながるのではないかとこのように思うんです。すけれども、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(長勢甚遠君) 戸籍制度を設けておる、我が国が置いておる意義というものはおっしゃるとおりだろうと思ひます。そういう意味で、公開がされて、そのことが自然に受け入れられている社会が、一番いい社会であるということはおっしゃるとおりだろうと思ひます。

ただ、現実には起きておることは、先生のおっしゃつておる問題、ただでなくて、取引上の悪用とかいふようなことも現実には起きておるわけで、こういう弊害はやっぱり取り除く必要があるという趣旨で今回改正をしておるわけでございまして、先生のおっしゃつておること以外の問題も実際には起きておるといふことも認識をしながら、公証制度の原則は維持をしつつ、より良い戸籍制度を維持をしていかなきゃならないというふうな考えでおります。

○松岡徹君 全く同感であります。だからこそ、その問題に対処するために、その管理とか運営とか運用というものはしっかりとそういう視点で、個人の利益を守るというふうな視点でそういう運用というものもしっかり整備していくということが大事だと思ふんですね。

そうすると、私は、このときの戸籍に載っている情報、この戸籍というのは一人一人の国民の個人情報ですね。この情報はだれの情報なんですよ。

う。

○国務大臣(長勢甚遠君) 戸籍に記載されている情報はだれのものかという御質問でございまして、戸籍には戸籍に記載されている者の親族的身分関係に係る情報が登録されておるわけでありまして、その情報自体は戸籍に記載されておる者の個人情報としての性質を有するものであります。しかし、戸籍はそのような親族的身分関係に関する情報を登録、公証するものでありまして、社会生活においてそのような親族的身分関係の証明を必要とする場合には広く国民の利用に供するということとが基本でありますから、このように戸籍に登録されている情報というのは、個人情報ではありますけれども、その情報が社会生活上必要な場合には適切に国民の利用に供することができるよう、これを行政が収集をし管理をしておる、そういう性格のものであつて、極めて我が国の国民生活上貴重なもの、またその整備というものは十分な意義のあるものというふうな考えでおります。

○松岡徹君 そこで、そうすると、これを管理するのは、正に国、行政が管理しているんですね。当然のように管理責任がありますし、そしてそれを交付する場合のルールというものを定めるわけですから。

それで、管理者としての立場で幾つかお聞きしたいんですが、例えば今回の改正で交付請求要件というものが厳しくなりました。要するに、交付する場合、管理者としての行政が請求者から請求が来た場合どのように交付するのか。すなわち、その請求が正しいのか正しくないのかというのを、その要件を厳しくしたということでありまして、そのときに、例えば本人、今回のやつは本人とか配偶者の場合はフリーパスになつていますね。これは、例えば郵送の場合もありますが、あるいは代理人で、本人の代理人となつてやる場合もあります。例えば代理人の場合は委任状とか、あるいは郵送の場合はどうなるのかということがあります。この場合、本人であるということを確認する手だてというのはどういうようにして

いるんですか。

があります。そういう意味では、是非ともこれも検討する課題として入れておいていただきたいなというふうに思ふんですね。

○政府参考人(寺田逸郎君) この本人の確認をどうするかということでもございまして、出頭される場合は、確かにおっしゃられますように免許証等御本人の同一性というものを判断するわけでございますけれども、郵送の場合には必ずしもそういう手だてがございませぬ。これをどうするかは法律レベルでなくて省令レベルでまたいづれ決めさせていただきたい、あるいは通達のレベルにまで落ちる事項もあるかとも思ひますけれども。

例えば、住民票の住所あてに返送するというようなことを相手方が求めておられる場合に、これも一つの本人確認の手段になり得るわけでございますので、必ずしも免許証の写しを同封させるといふような、出頭する場合と同じような手だてに限定して要求するということについてはもう少し幅広く考えてまいりたいと。これは、現実的にはそうならざるを得ないではないかと。いろいろ御不便との兼ね合いで決めさせていただきたいと思つております。

○松岡徹君 要するに、今回の改正でもまだちよつと心配なところがあります。例えば本人確認する場合ですね。本人が直接窓口に来れば確認できますけれども、郵送とか代理人の場合どうするのかという心配があります。

ただ、そのときでも、本人が来た場合でもフリーパスというのはいかかものかと思ふんですね。例えば、後でも申し上げますが、その請求理由が、今はもう大分少なくなつたとは思ひますが、それぞれの親族を、交換し合う、まあ言うた昔の釣書交換とかいふのがあります。こういうことであるのはいいかどうか。そういう意味では、先ほど言つたようにこの情報自身は個人の情報ですから、たとえ家族であつても、別に自分のお姉さんが結婚するからといって自分がとかいうのも、そこまでやつていいのかどうかというの

特に、本人以外でいえば、例えば公用請求があります。公用請求の場合も請求要件が厳しくなりましたから。ただ、心配なのは、先ほども言いましたが、二三年前に起きた行政書士の問題がありますが、その三年ほど前に大阪で現職の警察官が、刑事が、生野警察署という公用を使つて戸籍謄抄本、他人の戸籍謄抄本を取つた。それを結局、興信所、探偵社に流したと。

このきっかけは、実は、その女性が、我々知るところとなりまして、身元を調べられているみたいだということでも聞いたんですね。そうすると、その彼女が住んでいる当該区役所に問い合わせしてみると、彼女の戸籍謄抄本が取られていた。その取つた相手は、その当時の生野警察署という、大阪市内にある生野警察署の公用であつた。で、請求理由は捜査のためと書いてあつた。当該の大阪市は、すぐに生野警察に問い合わせして、この捜査とはどういふことですかというふうな聞けば、調べると言つた三日後に刑事が逮捕された。そのことは新聞にも載りました。

それをずっと聞いていくと、彼がなぜ彼女の戸籍謄抄本を取つたのか、全く知らないのになぜ取つたのか。それは、自分の知り合いである人間から頼まれたと。それは興信所、探偵社につながつている人たちでした。なぜその興信所は取つたのかといへば、彼女の身元調査をしてくれという依頼があつたと。

実は、彼女は今年の秋に結婚する予定でした。そのために春に釣書交換したんですね。そして、釣書交換した彼女のお兄さんの連れ合いさんの出身地が被差別部落の所在地であつたということで、相手がその釣書交換によつて身元調べをした。結局、この結婚は破談になつたんです。彼女は自殺未遂までしました。もし死んでいれば、この刑事は、結局、有印公文書偽造同行使で逮捕されて懲戒免職になりました。しかし、興信所、探

これは同じく土業のところにも行くわけですが、この間の戸籍謄抄本の土業による取得の状況謄抄本というのを見ました。その中で、今回も土業の皆さんに、いろいろとございますが、特に十条の二のところで、請求する場合に請求要件が規定されています。今までにないことでありますから厳し

きではないかというふうに思うんですけども
 ですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この海事代理士の方は、おっしゃいますとおり、ほかの士業に比べてこの戸籍謄抄本の御利用というのは総体としては少ないわけでございます。ただ、仕事の性質上、

じゃないかというふうな気がします。是非とも実態を明らかにして、必要でもないものまで取る必要はないんじゃないか。

すなわち、公証と言う以上は、何を証明するののかということですから、この場合は謄本で十分です、あるいは抄本で十分ですというようなものをする

害を被るのは個人でありますし、その人がどんな被害を被るのかというのは、私は自らの経験から見ても、そういうのは分かっています。

そういう意味では、是非ともそこにいかないようにするということ、その被害の実態をつかむと、単なる行政罰ではなくて、そういったことを

商いにする、あるいはそれによって不当な就職差別やあるいは結婚差別やその他の不当な被害を被るようなことがあれば、これは厳密に処罰するというのが大事だということに思っております。

ただ、問題は、こういったことが把握できない、大臣もおっしゃりました、そして寺田民事局長も先ほどありましたように、要するにこういった不当な行為あるいは不当な目的によって不正請求された事案、これによって被害がどうなるのかということとはなかなかつかみにくいんですね。発行する側も分かりません、なかなかね。

ですから、やっぱりこれを分けるというのは、例えばそれぞれの八土業の協会の人たちも言っていました、分からないと、どんな被害が起きるのか。先ほど生野の警察のことも言いました。もし彼女が自殺しておれば、これは一体どうなるのだ。これは自殺補助か、いやいや殺人なのか、こう思いたくなるぐらいなんです。

そういう意味では、やっぱり被害がどういふものなのかということまでは言いませんが、これを不当な目的によって、あるいは不正請求によってそれが発覚する。どうやって発覚するのか、そして、ましてやそれがどういった被害になるのか、これを分けるのは私は本人に告知することだ、通知することだというふうに思っていますね。全く本人が知らない、職務上権限を持っている人が本人に承諾なしに取るんですから、本人分かりません。しかし、八土業は当然それぞれの立場、しかも職務上権限が与えられていることは社会の使命としてあるわけですから、必ずしもその人の人権侵害しようと思つてやっているとはいえないんです。しかし、中には、先ほど言ったように、行政書士とか弁護士とか一部の人がそういうふうに使っています。この被害はつかめないんです。

そうすると、本人に承諾もなしに発行した場合、その本人に、こうこうこういう理由であなただの戸籍謄本を発行しましたよという本人に通知すれば、本人は心当たりがあれば、あっ、それは分かっていますと、こうなるんです。いや、心当たりがないと言え、なぜですかというふうに聞きに行つたらええ、窓口に聞きに行つたらいいんです。それで初めて不正請求か不正使用かというのが分かると思うんです。

この本人通知制度というものがなぜできないのか、私はこれが最大の大事な今回の、この戸籍法の一部改正、一部改正としてきたこの背景となつた不正使用やこういった事案が増えていることを防止していくということの大事な点だと思つて、すけれども、これ、本人通知制度はできませんか、大臣。

○国務大臣(長勢基遠君) おっしゃっておられる話もよく分かるわけでございます、このこともこの制度を議論した法制審議会等で大変議論になったと。つまり、積極派と消極派と相拮抗する形で議論があつたというふうな承知をしております。

そこで、パブリックコメントも出しておるわけですが、法制審議会の戸籍法部会の審議あるいはパブリックコメント、いずれも意見が分かれておるといふ状況でありまして、その結果、この本人通知制度は設けることはしないということになって、この点は申し上げておるわけでございます。

また、現実にはこの市町村窓口における事務処理上の問題ということも実は一つの大きな困難にしておる理由だろうと思つてございまして、その点はひとつ今回の改正に関しては御理解をいただきたいと思つて、被害がなるべく分かるようになつた方が、それはあつた場合いかに決まつているわけですし、開示という問題もあります、これからの検討課題だということふうに思っております。

○松岡徹君 最後になりますけれども、私は個別にこれを法案に書き込んでも運用で本人の通知制度というのはできると思つてございまして、戸籍謄本を発行するとき発行手数料、お金払うでしょう。そのときに、はがき代プラスもつと、五十円か六十円もつたらよろしい。戸籍謄本、今一通幾らですか。三百円か四百円ですけれども、その

ときにプラス六十円もつたらいいんです。それで本人に、はがき代出したらいんです。そうすれば本人に通知制度なんか簡単にできるんですよ。

そういう意味では、これが大事な、今回の法改正の一番の問題である不正請求をなくしていく、不当な目的に利用させないということの大事な点は点だと思つておりますので、今大臣が、意見の分かれておるところですが、積極的に今考えていくと、これからの重要な検討課題だということふうにおつしやつていただきましたので、是非とも、これは法律改正しなくても、制度で運用できると思ひますので、積極的な検討をお願い申し上げます。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。まず初めに、今回の法改正の背景及び理由について法務大臣にお伺いいたします。

戸籍は国民の出生から死亡に至るまでの親族的な身分関係を登録してこれを公証する制度であります。今回の改正は、このような戸籍について、現行の公開原則を制限する内容となつております。どのような背景、理由から今回このように見直すこととしたのか、また公開の原則の在り方を改めたのか、お伺いいたします。

また、最近の戸籍に関する不正事件の件数及びその典型的な事例にはどういふものがあるのかを大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(長勢基遠君) 戸籍の公開制度は、社会生活においてそれぞれの国民の親族的身分関係の証明を必要とする場合には広く国民の利用に供されることが望ましいというふうな考えられたことから、明治三十一年の旧戸籍法によって創設され、基本的に現行の戸籍法にも受け継がれておるところでございます。

しかし、戸籍には、例えば離婚歴など他人に知られたくないと思われる事項も含まれていることから、国民のプライバシー保護のために必要な措置として、昭和五十一年の戸籍法の一部改正によって戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度が廃止される

とともに、市町村長は戸籍謄本等の交付請求が不当な目的によることが明らかとなるときはこれを拒むことができるということとされたわけでありま

す。この改正から約三十年の期間が経過をしておりますが、自己のプライバシーに関する情報を他人に知られたくないという国民の意識は更に高まり、個人情報保護の保護が社会的に要請されるようになりました。

一方で、他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が続いて発生をし、戸籍の公開制度を時代の要請に合わせて見直すべきであるという要望が関係各界から強く出されるに至つておるわけでありまして。また、不当な目的によることが明らかという現行法の要件が抽象的で、地域によって扱いが統一されていないという指摘もございまして。

そこで、今回、戸籍の公証機能の維持に留意しつつも、個人情報等をより適切に保護する観点から、戸籍謄本等の交付請求を行うことができる場合を明確にする等の見直しを行うとともに、その交付請求の際に交付請求者の本人確認を行うこと、不正請求行為に対する制裁を強化すること等により、不正な請求を防止する措置を講ずることとしたものであります。

また、最近の不正事件の件数あるいはその典型的な事例という点のお尋ねでございますが、民事局長から答弁させていただきます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 事実関係でございますので、私からお答え申し上げます。

不正取得行為あるいは不正利用でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、一つは本人の身分を偽る、本人でないのに本人であるということでございますが、そのほかに不当な使用目的を隠して請求する場合、あるいは資格者が実際に職務上必要ないのに職務上必要があるということと請求をしますと、こういうような場合が典型例でございます。

網羅的な統計はございませんけれども、私どもの方で平成十六年度と十七年度にかけて調査をい

たしましたところ、約一年七か月間でございませうけれども、トータルといたしまして九百通を超える不正請求が行われておりました。そのほとんどが士業の方の請求でございまして、そのまたほとんどが行政書士の方の請求でございました。

この典型例では、行政書士の方が興信所等から戸籍謄本の取得の依頼を受けて、実際には受任事件を処理する必要はないのに必要であると、こう偽って多数戸籍謄本の請求をされた、こういう事例がございします。

○浜四津敏子君 今のお話では、行政書士の方の不正請求が多いということでしたけれども、これは国民の行政書士に対する信頼にかかわることです。是非何らかの形で注意喚起をしていただければと思います。

次に、第三者請求について伺いたします。現行戸籍法の十條一項では、戸籍謄本等の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができると、何人でも請求ができるということになっておりますが、ただし同法三項で、市町村長は、不当な目的が明らかなきは、これを拒むことができる、この規定されております。

すなわち、現行法ではどのような場合に交付請求が認められないことになるのかという、請求を拒否する場合を定めている消極的事情をとらえた規定になっておりますが、これに對しまして今回の改正法ではそれを逆転させまして、第三者による交付請求の要件は正当な理由がある場合にのみ認められるという積極的かつ正当な理由を要求するものと変更されております。

例えば、第十條の二第一項第一号では、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合には交付請求をすることができると、こうされておりますけれども、ここで言う自己の権利を行使し自己の義務を履行するためというのは具体的にどのような場合がこれに当たるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今、十條の二の一項一号の権利義務の要件についてお尋ねがあったわけですが、具体的に申し上げますと、例えば債権者が債権を持っているわけではございますけれども、債務者が亡くなってしまう、その場合に一体だれが債務を引き継いだのかということを知るべき立場に債権者があるわけではございます。これは戸籍以外には知りようがないわけではございますので、この債務者の相続人というものを特定するために債務者の戸籍の記載を確認すると、こういう場合が典型例でございまして、同様に生命保険の受取人になっておられる方が、一体その死亡した被保険者の戸籍に記載事項はどういうことが載っているのかということ調べる、これが保険会社に保険金を請求するに当たって当然必要になる事項でございしますので、こういうものも当たります。

また義務は、反対に債権者の方が亡くなる、その相続人を知りたいということで債務者の方がその債権者の戸籍を請求される、こういう例でございします。

○浜四津敏子君 次に、十條の二の第一項各号について伺いたしますが、第三者による交付請求については、自己の権利を行使するために必要がある場合等はこれを認めるようになっております。

権利を行使するために必要な場合等に関しまして、改正法第十條の二第一項各号に規定されている正当な理由の存在を明らかにする必要があると解釈されますけれども、交付請求者は戸籍謄本等の交付請求に当たって、正当な理由というこの要件の存在をどのように明らかにすることになるのか、具体例を挙げてお答えください。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、戸籍の請求というものは非常に大量処理が行われるということとを考慮いたしましてこのような規定ぶりになっているわけではございます。

すなわち、裁判所でございしますと個々のこれを、文書どうで現実はどうなっているのかという

ことの証明を求めるということは可能でございしますが、戸籍の場合に一件一件をやっていると、とても事務処理上その煩雑さに耐え切れないという問題がございします。逆に、請求者の側の方のお立場を考慮してみますと、なかなかそれは大変なことであろうかというふうに思います。

非常に多くの場合には、この正当な理由ということをはっきりと示さなければならない、記載だけでそのことが明らかになるだろうと。また、そういう不当な目的をお持ちになっている方は、そういうことをしなきゃならないということについての抑止がそれによって働くだろうというふうに考えているわけではございます。

そこで、実際には、それぞれの事項に書いてございします要件の存在というのを文書上明らかにしていただく。例えば、先ほど申しました貸金債権の例で申し上げますと、今私が請求する場合ですと、私の方は、これこれにこれこれのお金を貸し付けたと、しかし、その貸し付けた相手の方が死亡なさったのでその相続人というのを特定して貸金の返還を求めたいということ記載していただくということになるわけではございます。

ただし、圧倒的多数の場合には何ら疑いが持たれないということになるかと思ひますけれども、しかし、いろいろな事情からその要件該当性がたまたまあつても疑わしいという場合には、市町村長の方で交付請求者に対して更にこれは本当かということを確認して立証していただくという場合には更に資料を追加して立証していただくという場合がないわけではございません。そういう二段構えの規定ぶりになっているわけではございます。

○浜四津敏子君 そうしますと、戸籍謄本等の交付請求者は、原則として、交付請求用紙に、改正法第十條の二第一項第一号の後段の、権利義務の発生原因及び内容並びに当該権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を記入すればいいと、こういうことになりすけれども、その理由が真実であるかどうかという

のは、窓口では形式的には判断できませんけれども、今のお答えのように、本当にそれが真実かどうかという実体的な判断は窓口ではなかなか難しいわけですね。

何によつてそれを判断するのか。個人情報保護の観点から、交付請求書に記載される理由が真実であるかどうかというのは市町村の窓口でどのように担保されることになるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この点は、実はこの法律を作る過程におきまして議論のあったところでもございします。

当然のことながら、今おっしゃいましたように、一件一件証明書たる文書のようなものを添付させて、それによつて明らかにさせるということも考えられないわけではございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、他方で圧倒的に多くの方は不正をやるということではなく御利用になつておられる現状の下でそこまでの御負担をお掛けするのはいかがかと、行政の側もなかなか事務の処理の上で大変なところを負担してしまふという問題もございします。

そこで、一義的には、このように文書に記載するということでの抑止力を期待するということがまずございします。しかし、二義的には、先ほど申し上げましたように、市町村長において、疑わしい事情というものが判明した場合に、その交付請求者に資料の提供や説明を求めることができるということではございまして、最後は、これは今回刑罰化を図つたわけではございしますけれども、事後的チェックと申しますか、刑罰によつてそういうことが行われないような抑止というものを期待すると、この三段構えになっているわけではございします。

○浜四津敏子君 ところで、現行法では、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士等の一定の国家資格を有する者は、職務上、戸籍謄本等の交付請求をする場合は請求の理由を明らかにすることを要しないと、こうされております。今回の改正法ではこれを改めまして、弁護士等

の資格者も請求の理由を明らかにしなければならぬということになっておりますが、これまで必要なものがなぜ必要とされるのか。殊に事件が多かった、先ほどの御答弁では行政書士が多かったというお話がありましたが、中には弁護士の場合もあり、あるいは司法書士の場合もあったかと思いますが、そういうものに限らず、一律全部こういう国家資格を持った者について請求の理由を明らかにしなければならぬと、このようにした理由はどこにあるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この点もいろいろ御議論があったところでございます。

一つは、この法律が現行法の下で完全に職務上請求という形でこれまでやってきた実績があるわけでございます。士業の方々は、当然そういう実績を重視してもらって今後もそういうある種の特別の立場というのを維持してほしいと、こういう御意向でございました。ただ、議論の過程では、この士業の方々が職務上請求するといえ、御本人の個人情報保護するという観点からは、通常、職務上利用するというだけでは、やはりその御本人のしよせん代理人という形でしか職務に表れない場合にはそれを優遇するというだけの根拠にはなり得ないんじゃないかという御議論になったわけでございます。現に、今委員もおっしゃったとおり、資格者の中にもいろいろな都合な例をもたらししているような、そういう方もおいでになるわけでございます。

そこで、これは法律と、形の上ではございますけれども、原則としては、やはり弁護士さんの方々を含めまして士業の皆さんにも請求の理由の記載を求めるということで個人情報保護を図るのが筋ではないかという議論にまともっているわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、十条の二の三項と四項の關係について伺いたします。

弁護士等の資格者による請求につきましては、改正法第十条の二第三項と第四項に規定が置かれております。その中で、第三項では請求に際して

依頼者の氏名を明らかにするというのが必要とされておりますが、第四項においては依頼者の氏名を明らかにしないで請求できると、このようになつておりますけれども、この三項と第四項の違い及び関係はどのようになっているのでしょうか。紛争性、疑義にわたることについても全部書けということなのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、先ほど私が申し上げました士業の方々についての一種の原則というのが三項に規定されており、その更に例外が四項に規定されていると、こういう形を取っているわけでございます。

三項でございすけれども、これは弁護士さんを含めまして、依頼者の方からいろいろな事務の処理を依頼されるわけでございます。例えば契約書を作成してほしいというようなことがあるわけでございすけれども、そういう通常の場面の中では、交付請求書に弁護士さんの場合は弁護士であるという資格を書くことによって、代理請求の形というのは必要ありませんけれども、しかし実質的には代理請求でございすので、御本人の氏名、あるいは御本人の請求をするに当たつての正当な理由があるかどうかということを問題にせざるを得ないので、そういう戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を明らかにしていただく、こういう要求をしているわけでございます。

他方、四項でございすけれども、これは、今委員もおっしゃいましたとおり、弁護士さん等の士業の方のうち一定の方々はその紛争処理に当たられるわけでございます。これは典型的に申し上げますと訴訟事件でございすけれども、相手方が常においでになるわけでございまして、相手方等の様々な情報も当然仕事の性質上必要にされるわけでございす。そういう想定でこの督促が適用される場合には交付請求書に、弁護士さんであれば弁護士であるという、そういう資格を書くに加えて、どういう事件でどういう手続、例えば損害賠償事件で訴訟をする、損害賠償請求の訴訟手続をするということを明らかにしていただい

て、それが戸籍の請求書の記載になります。他方、依頼者はどなたであつても明らかにしていただく必要はないという仕切りになっているわけでございす。

これは当然そういう紛争性を受任されるという仕事の性質から来るニーズがあるわけでございすけれども、依頼者の権利行使の意思というものも、これは当然明確であります上に、そういう紛争性のある事件について弁護士さんが自ら裁判手続その他の紛争処理の手続において依頼者を代理する場合に、争われている権利の実現のために、相手方の戸籍の記載事項を利用してそれに対して、相手が証明する必要がある、これが典型的に存在するということを考慮しているということでございます。

○浜四津敏子君 次に、十条の三について伺いたします。

戸籍謄本等の交付請求者はすべて運転免許証や法務省令の定める方法で自分が本人であるということを確認しなければいけないと、こういうことになっておりますけれども、実際に運転免許証を持っている人というのは、運転免許取得可能人口の約七二％、七千八百万人しかおりません。特に高齢者は持つていない人も多くおりまして、運転免許証がない場合でも余り負担を掛けずに証明できるということが大事になってくるかと思ひますが、ここで言う法務省令ではどのような確認方法を考へておられるのでしょうか。

また、郵送の場合にはどのようにして本人確認を行うのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 具体的に申し上げますと、今、運転免許証を持つておられない方もおられますので、そのほかに、例えば旅券、パスポートでございすとか、あるいは住基カードのようなものが利用できるかと考へております。これは、基本的には公的な身分証明書で、写真が付いているということになるわけでございす。

ただ、これもすべて可能ではございせんので、他の書類、例えば健康保険証でございすものと

か、あるいは民間企業の身分証明書のようなものも複数組み合わせ提示するということによって担保する。あるいは、当然、市町村で非常に小さいところはもう御存じの方もおいでになるので、面識等も決してその方法としては排除しない、こういうような考へているわけでございす。

また、郵送の場合でございすけれども、これは、先ほど申し上げましたとおり、市町村長が管理しております住民票あるいは戸籍の付票上の現住所に送る場合には、あえてその他の身分証明を求めないということになるのかと思ひますけれども、今申し上げましたような書類をコピーして同封していただくというようなことも一つの方法だと、これは具体的にはおっしゃつたように省令で確定したいと、こう考へているわけでございす。

○浜四津敏子君 次に、私も弁護士をやつていたときに相談を受けた具体的な例で、例えば、嫌がらせによる婚姻届を出されてしまったとか、あるいは財産のある独居老人の財産をねらつて偽の養子縁組を出されてしまったというようなケースが少なからずあつたわけでございす。

婚姻や養子縁組等の届出本人の確認ができなかつた届出について戸籍の記載の真实性を担保するという観点から、届出本人の確認ができなかつた場合は受理を留保したり、あるいは通知後に一定期間内に本人からの回答がない場合には無効にするというような仕組みは考へられなかつたのでしょうか。お尋ねいたします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 結論から申し上げますと、今おっしゃつたような御意見もございまして、法制審議会等、この法律を作る過程ではその議論もあつたわけでございす。

ただ、今おっしゃいましたのは言わば厳しい方法ということになるわけでございすけれども、そのような厳しい方法を取りますと、実際には虚偽の届出の割合というのは圧倒的に少数でございすので、すべて一律に一定期間は留保するということにならざるを得ないわけでございす。圧

例的多数の方はむしろ届出をされてそのまま証明書をもらって、例えばほかの行政手続に御利用になる、社会保険等の手続をなさりたい、そういうような二一ズをお持ちです、そういう方々にかえって御不便になつてしまふわけでございます。

また、理屈の上でございませうけれども、通知を受けた後に實際は届出をしていないというようなことで撤回が許されるということになりますと、この身分関係も非常に法的な安定性を失うということにもつながるという指摘もあつたわけでございまして、そこで最終的には今回のように通知はする、そういう言ひは誤つた届出というのを是正する、そういうチャンスを与えると、こういう考え方に立とうというわけでこのようなところにまとまつたわけでございます。

なお、しかし、どうしてもそうしてほしい、つまり、絶対に自分は自分が出頭しない限りは届出というものを受けてはほしくないという二一ズも、これも十分理解できるところでございまして、これは不受理申出というのを一般化してそういう二一ズに対応したい、こう考えているわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、改正法二十七条の二第三項によりまして、あらかじめ、自らを届出の本人とする縁組、認知とか養子縁組、養子離縁、あるいは婚姻、離婚等の届出が出された場合であつても、自分が自ら出向いて届出をしない限り受理しないように申し出ることができるということになつております。

この規定は不正届出を防ぐためには大変効果的だと思つておりますが、国民の多くの方はこうした規定があることを知りませんので、国民の皆様へ十分PRして周知徹底していただきたいと思ひますが、どのようにされますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 戸籍は実際には市町村の窓口で事務を行つておりまして、非常に一般的に使われる制度でございまして、広く広報が必要だろつと考へております。

施行期日も、公布の日から一年六月を超えない範囲内で政令で定める日という比較的長い期間をいただいているわけでございます。その間に、ホームページ、ポスター、リーフレット等は当然でございませうけれども、特に市町村における広報紙等を通じて周知を図る、あるいはメディアでもそれぞれいろいろな形でこの周知のための報道を行つていただくように図りたい、このように考えています。

○浜四津敏子君 最後に、これはある方から御相談を受けた件なんですけれども、いわゆるシングルマザー、つまり結婚していないで子供を持つている女性がその子供の父親でない男性と結婚することになつた。その男性と子供と養子縁組をすることになつた。その場合には、日本の法律によれば養子縁組というのは夫婦で養子を縁組をする、こういうことになつておりますから、要するに実母とその結婚する男性と子供との養子縁組ということになるわけなんですけれども、その場合、戸籍謄本には、シングルマザー、実母をAとしますと、実母A、それから婚姻した夫をC、子供をBとしますと、実母A、養父C、養母A、子供Bと、こういうふうになるわけですね。つまり、子供にとつては実母と養母二人書かれる。母親からしますと、何で自分は実母なのに養母と書かれるのかと。もちろん嫡出の地位を取得するたためだということとは分かりますけれども、戸籍の記載上は事項欄に養子縁組したということを書けば済むことであつて、何もわざわざ四角に囲んで養母と、実母と並べて養母と書く必要はないんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

これ、何とか救済手段ないんでしょうか。○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、夫が妻の嫡出子でない未成年の子と養子縁組する場合に、夫婦共同縁組するということは民法の規定上決まつてはいるわけでございまして、戸籍もそれが、共同縁組が正しくなされたということ、これを明らかにしなかならない、これは最低限の要請でございませう。

それで、現在の戸籍では当然、共同養子縁組でございまして、養父母欄には養父だれだれ、養母だれだれということが分かるようになっていて、養子でございませう。これは民法上やむを得ないところであらうと考へておりますが、おっしゃるとおり、戸籍の記載方法で全くそうしなければいけないのかどうかということについては検討の余地がないわけではない、もう少し時代の要請に依じて記載方法自体は検討していくところがあつてもいいというように考へておりますので、また検討させていただきますたいと思ひます。

○浜四津敏子君 よろしくお願いいたします。終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。質問をいたします。

戸籍には、個人の年齢とか氏名、出生・死亡年月日、婚姻、死亡による婚姻解消、離婚、養子縁組、離縁、認知等本人及び家族のプライバシーが分かるわけです。個人の出生から死亡まで身分関係の変動が逐一分かる戸籍を原則公開にできた日本の戸籍制度というのは、いかに利用者本位であるか、プライバシー保護について配慮を欠いていたかというふうな言われてきました。今回、公開制度を見直して原則非公開にするという法改正は、遅きに失したとはいへ、当然であると思ひます。しかし、個人情報コントロールについては十分さが残るといふことをまず最初に指摘いたしたいと思ひます。

私は、嫡出推定について質問をさせていただきます。

民法七百七十二条は、離婚の日から三百日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものとして推定され、前夫の子とされます。その結果、前夫が収監中であらうが長期海外滞在中であらうと、離婚後の妊娠も前夫の子とみなされるため、様々な矛盾が起きます。これを変更するには裁判、調停が必要でございませう。

こうした問題を解決するためには早急な法改正が必要ではないかと思ひますが、大臣、いかがお

考えですか。

○国務大臣(長勢基遠君) 御指摘の問題がいろいろ議論があるようでございませうが、民法七百七十二条一項、婚姻中の子はその婚姻中の夫の子とするという嫡出推定の規定は民法の根幹を成す規定でございまして、早期にこの身分関係を確定するという意味で意義のある規定であるというふうな理解をしております。

そういう意味で、民法の根幹にかかわる規定でございまして、慎重な議論が必要ではないかというふうな思つております。

○吉川春子君 法務省は通達で一部改善を図ると聞いておりますが、それはどういう方法でしょうか。

○国務大臣(長勢基遠君) 離婚後三百日以内に出生をされるという場合にありまして、いろいろな事情の方が実はおられるだらうと思ひます。今回考へておりますのは、離婚後に懐胎をされるケースについては現行の民法の規定の範囲内で対処できるケースだと思ひますので、今回考へておりますのは、離婚後に懐胎したことが医師の証明によつて明らかの場合には裁判を経ないで前夫以外の戸籍として入れるということが窓口で可能になるような取扱ひをするということを今検討をいたしております。

○吉川春子君 具体的な事例でお伺ひいたします。事務当局でも結構ですので、お答えいただけますか。

まず、ケース一ですけれども、Aさんは夫のドメスティック・バイオレンス、暴力を恐れて十年も身を隠して生活していたときに今のパートナーと出会い、我が子を出産しました。翌年、裁判で離婚が成立しましたが、この子の戸籍を作るためには前の夫に自分の子でないと認めさせる必要がありますが、裁判で夫に居どころをつかまれば暴力が再燃すること等を恐れて、出生届けをいたしませんでした。この子が高校生となり海外への修学旅行にパスポートが必要になつたんですが、取得できないで困つてい

こういう事例は今大臣の言われた通達で救済できますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 旅券を取得できるかどうかということは、これは外務省の話でございますので、それを除きまして、戸籍の取扱いはどうなるかということでございますけれども、基本的には、先ほど大臣が申しましたように、今回通達で検討しておりますのは七百七十二条の第一項から外れる、つまり離婚後に懐胎したケースでございますので、婚姻中に懐胎、出生されたお子さんについては通達では対象としないものというように私どもとしては考えているところでございます。

○吉川春子君 今の事例は救済されないということでした。

続いてこの件について伺いたいんですけども、ドメスティック・バイオレンス被害女性の再婚後の戸籍の閲覧は元夫ができるんでしょうか。それと、子の出生と親子関係不存在の訴えなど、裁判所で夫と会うなどの危険を冒さなくてはなりませんけれども、女性の保護についてはどうなっているか、お伺いします。

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、戸籍でございませけれども、今閲覧とおっしゃいましたが、閲覧は既に……

○吉川春子君 閲覧じゃなくて、済みません。交付、交付、間違えました。

○政府参考人(寺田逸郎君) 昭和五十一年に廃止されておりますが、今の、この戸籍法の十條の謄抄本の請求でございませけれども、現行法の下においては、これが不当な目的であることが明らかかどうかという問題になります。場合によってはこれに当たるといふ判断をされることもありま

す。ちなみに、今度の改正法案におきましては、これは純粋な第三者請求でございませるので、権利の行使等に当たらないということであればこれは請求することができないように改められるわけでございます。

それに、さらに、裁判所での扱いでございませ。これは裁判所で現にどうなっているかということでございますけれども、親子関係不存在確認の調停裁判で女性が前夫と会うことを望まない、こういう事件でございませけれども、例もあるようでございませ。その場合には、家裁の方では実務上、待合室のフロアを分ける、その他、夫と顔を合わせないでも済むような措置をいろいろと御検討になって現におやりになっておられるようでございませ。

この場合に限らず、裁判所においては当事者が身の危険を感じるために裁判手続にいろいろ支障が出るというような事態は、これはあつてはならないということでございますので、私どもも、裁判所の方とよくお話をいたしまして、こういう場合について適切な措置がとれるように努力をしてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 戸籍等によつて今後はつかまれることはないんですけども、裁判所ではどうしてもしろんな関係でつかまれるおそれがありまして、これを大変被害女性には恐れております。今後とも十分なる配慮を是非法務省においてもしていただきたいというふうに思ひます。

それで、さっきの通達との関係で、ケース二について伺ひます。

Bさんは十年の結婚生活後、夫から離婚を言い渡されて迷つていましたが、その後新しい夫と出会い、離婚をいたしました。再婚禁止期間六か月を守つて再婚しましたけれども、非常事態で切迫流産で帝王切開をして出産したと、子供は超未熟児で二百八十一日目に生まれたという例なんですけれども、こういう例はさっきの通達で救済できますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) あくまで七百七十二条の一項の離婚後の懐胎ということが証明できるかどうかということがポイントでございませ。今のようなケースでも、離婚後に懐胎することを証明していただけるのであれば戸籍の窓口において出生届を認めるという、こういう考えでい

るわけでございませ。

○吉川春子君 それから、ケース三ですが、Cさんは夫が長期海外滞在中、あるいは長期収監中というか服役中ということでもいいんですけども、に新しいパートナーと出会い、出産をしました。その後離婚が成立したというような場合は、さっきの予定されている通達で救済できますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、収監中に他の男性との間で子供ができたというのは、典型的に親子関係不存在確認の訴えが出されるケースでございませ。

これは、形式的に、やはり離婚後であれば行政的な段階でも確定的な証明書が得られるということとで、私ども通達の対象にしたいと考えているわけでございますけれども、収監されているかどうかという点については、それはやはり離婚前の問題を扱う場合には、これは裁判所でそういうことを決めていただくということでないかとやはりちよつと難しいというふうに私どもでは考えているところでございませ。

○吉川春子君 こうした明らかに前夫の子ではないと分かる場合でも、予定されている通達では救済できないということですが。

法務大臣、お伺ひしますけれども、私は、この通達は一定の改善であると、その点は評価しているんですけども、離婚後ということが要件とされますと、実際に救済されるそのパーセントはどの程度とお考えでしょうか。

○国務大臣(長勢基遠君) 先ほど来お話がございませが、今問題になっているのは離婚前の懐胎について、三百日以内に出生をしたというケースについて裁判の負担が重いかどうかという御議論であるかと思ひます。

これは、先ほど、最初に申し上げましたように、民法の根幹にかかわることでございますので、離婚前の懐胎については裁判所の判断にまづべきであつて、戸籍の窓口で判断を迫られるというのはちよつと難しいというふうに私どもとして

考えているわけでございませ。

お尋ねは、どれくらいのことになるかということでございますが、なかなか正確な統計というのはないわけでございますが、最高裁の協力を得て、家庭裁判所における親子関係不存在確認、認知、嫡出否認に関する事件の一部、全部はなかなか網羅的に見れませんので、調査いたしましたところ、出生証明書の記載などから、大体この一割ぐらいの方々が今回の通達の対象となるのではないかとこのように考えております。

○吉川春子君 離婚後という要件を付されますと、実際にはその離婚がなかなか難しいんですよ。そして、やっぱり夫が拒否してなかなか離婚に応じない、妻の場合もあるかもしれないが、夫が拒否する場合も多いし、それから、先ほど申しましたドメスティック・バイオレンスなどでは、本当に離婚したいんだけどできないというケースがもう多数でございまして、そういうことを考えますと、やはり、取りあへず通達で救済するということは必要だと思ひますけれども、九割が救済されないということになりますと、やはり十分さがあると思ひます。より広範な場合を救済するためには法改正というものがどうしても必要になつてくるのではないかと思ひますが、この法改正ができない理由、さつきおっしゃいましたけれども、やはり救済するためには法改正を是非行ふべきだと思ひます。もう一度その点お伺ひします。

○国務大臣(長勢基遠君) いろんなケースがあると思ひますので、先生おっしゃつていらっしゃるケースも当然あると思ひます。

三百日以内にお生まれになつた方、子供がすべて救済すべきだということであるかどうかはまず議論されるべきではないでしょうか。もちろん、その場合に、場合によつては法改正ということも、社会通念上そういうこと、いわゆる救済すべき人があるということであれば、社会通念上そういうことがあるということであれば、何らかの法的措置というものも検討されるべきであると思ひ

います、一割だからまずいとかという考え方は私には不適切な面はないかと。まず社会通念上、離婚前に懐胎された人たちがすべてが許されるべきだと、救済されるべきだとは思っておりません。

○吉川春子君 許されるべきではないと、これはどういう意味でおっしゃったのでしょうか。

続けてお伺いいたしますけれども、報道によりまずと、法務大臣は、法改正しない一つの理由として、貞操義務なり性道徳なりという問題は考えなければならぬとおっしゃっておられます。これはどういう意味なのでしょう。民法の規定には、憲法二十四条にもかかわらず、戦前の家族制度が引きずっている規定が幾つかあるわけで、この憲法の両性の本質的平等とぶつかる規定もあるわけですね。それはそれとして、貞操義務というのとはどういう意味なのでしょう。

○国務大臣(長勢基遠君) 当然、婚姻中は夫も妻もお互いに対して貞操の保持義務を負うというのは、講学上も裁判例上も私は当然の義務だということに理解をしております。そして、現在の七百七十二条一項の規定はそのことを背景として設けられている制度だと私は理解をしておりますので、そういうことも慎重に検討をした上でこの問題は議論すべき問題ではないかということをお願いいたします。

○吉川春子君 性道徳ということも言われていますが、それはどういう意味ですか。

○国務大臣(長勢基遠君) やはり一般的に言われている性モラルの退廃というようなことが世間で話題になっているわけで、そういうことがこういう問題に絡んでいる可能性もあるのではないかとということも含めて議論すべきだということに思っております。

○吉川春子君 民法七百三十三条の再婚禁止期間についても政府は一向に法改正を行わないわけなんですけれども、これも性道徳とか貞操義務とか、そういうことと関係があるのでしょうか。

○国務大臣(長勢基遠君) 私の先ほど御指摘になった記者会見での発言は七百七十二条に関連し

て申し上げたことをごいまして、七百三十三条について私がそのことについて申し上げたわけではございません。

○吉川春子君 そうすると、法改正の必要はありませんよね。

○国務大臣(長勢基遠君) この七百三十三条の再婚禁止制度ですが、再婚期間の制度については、先生御案内のとおりだと思いますが、嫡出推定の重複ということとの関係もあって、私は父子関係をめぐる紛争を未然に防ぐという合理的な理由に基づき制度であるというふうに一応思っております。

かつ、やっぱり民法の規定をめぐって、親子関係、家族関係をめぐっては今幾つかの議論があります。それぞれみな連動しておる制度である、ものであると思いますので、民法における家族なり結婚というもののについての体系全体として一体的に見直すべきだろうと思えます。

そういうことについて、かつて法制審でも議論があったようにございますが、今回、その後、社会的に、全体を一体的に民法の体系を全部変えた方がいいんじゃないかという議論が社会的に一般的になっておるといふふうに私は思っていないわけではございません、将来どういふことになるかはそれは分かりませんが、現在はそういう状況ではないというふうに考えております。

○吉川春子君 時間が来たので、私これで終わりますが、この規定はもう戦前からある規定でして、その後の社会的な変化とか、あるいは婚姻の形態、家族の形態の変化とか、いろいろ社会情勢も変化をきていてるわけではございません、こういう古い制度、まあアンシャンレジームと言うかどうかは別ですけど、古い制度の下で今特に女性たちが大変苦しんでいるわけですね。それに対応しようとして一部通達で救済しようという、その点については評価いたしますけれども、やはり根本的にこれが時代に合わなくなっているし憲法二十四条の規定とも合わなくなっていると、だからやっぱり法改正をして根本的に改めるべきだ

ということを強く主張して、委員長、終わります。

○委員長(山下栄一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として松下山平君が選任されました。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

戸籍法の改正でございますが、冒頭、松岡委員の方から、この間の戸籍の不正取得あるいは不正利用の実例を指摘しながら、そのことによつてどういふ事態が起こったのか、そういうことを根絶するために今回の戸籍法の改正がやっぱりしっかり行われていかなければならないという、そういう話がありました。

今までは、だれでも取れる、そして不正の目的があったときにこれをチェックできると、こういう仕組みだったわけですが、今度はかなり利用を厳格にすると。先ほど法務大臣は三重の縛りというようにおっしゃっていただきました。一つは、正当な理由をしつかり明記させるといふこと、そして二つ目が、市町村長には、場合によっては更に踏み込んで、本当かどうか、理由が本当かどうかチェックをして、不正な目的があった場合にはそれを却下する、こういう第二の歯止めを設けたと、そして三番目に刑罰で抑止をすること、この言わば三重の縛りがあるんだということよく分かりました。

これはそれで一つ大きな前進だといふふうに思いますが、逆に、理由を明記させる、そして二番目のおかしな場合には却下をする。だから、おかしなときには市町村長はいろいろ、まあ根掘り葉掘りということではないけれども、ある程度聞くことはできる。これは不正取得をあるいは不正利用を防止するといふ点ではないですけれども、窓口がきちっとしていないと、非常に人によつて対応をやつたり異にして、簡単に出す場合と根掘り

り葉掘りいろいろ聞かれる場合と、その対応が違ってくるんじゃないか。そのことによつて市民に対するサービス低下ということが出てくる、そういう危険があるんじゃないかという、そういう逆な心配を持つわけです。

私は、この改正を基本的に是とする立場で、窓口が混乱しないように、どういふふうにしちつとした統一した対応ができるような、窓口の担当者によつて対応がばらばらにならないような対応をどういふふうに取りつていくのかということは大変重要な課題だといふふうに思いますが、この正当な理由の点と、もう一つ、本人確認の点も一つあると思うんですね。この二つについてどういふことを法務省としては考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、これまでも戸籍の取扱いにつきましては、これはもう全国、全部の市町村の仕事でございますので、市町村によつても取扱いが異なる、あるいは市町村の中でも担当者によつてあるいは取扱いが異なることもあるというふうな御指摘もあつたわけでございます。

私も、この法律が、言つてみれば実体的な要件を課せば課すほどそういう窓口における負担というのは大きい、あるいは扱いの差というのは大きくなるわけではございますので、今回こういう形で交付についてある種の制約を掛ける、本人確認についてもそういう厳しい取扱いをするということでございますが、それを、何といひますか、標準的にかつ実効的にやるというのはいささか難しい作業だなということはいささか自覚しているところでございます。

私どもの戸籍の取扱いについては、全国の戸籍事務の取扱いを行っている方々との間の協議会もあるわけではございますし、様々な形での連絡もあるわけではございますけれども、法務局から市町村への指導も含めまして、今申し上げたような点を通達の形で明らかにする、あるいはまた、いろいろ事情が出てきた際には再度協議をさせていただ

いて、また標準的な在り方についても決めさせていただく、こういうような作業を繰り返していかなくやらないだろうというように考えているところでございます。

○近藤正道君 是非、窓口で混乱が起らないように十分な対応が行われますようお願いをしたいというふうに思っています。

そして、次の質問であります。先ほどの議論でもありますが、戸籍の不正取得、不正利用、これを根絶させるための重要なポイントとして本人通知制度をやったり導入すべきではないかと、こういう話が、議論がございました。

これは法制審議会でもかなりけんけんがくぐの議論があつたやに聞いておりますが、しかし今回は結論として見送られてしまった。また、本人通知制度以外にも交付請求書の開示請求を認めるという制度も、これもまた不正取得、不正利用を防止する一つの抑止力にはなるだろうというふうに思っておりますが、これもどうも今回必ずしも確立しているというふうには思えない。

そこで、先ほどの松岡議員の話と連動するんですけども、何とか、これで終わりということではなくて、戸籍の不正取得、不正利用を本当の意味で根絶するために、更に今後とも本人通知制度あるいは交付請求書の開示請求について検討を深めていただきたい、こういうお話がございました。

法務大臣、前向きの御答弁をされたというふうには私は思っておりますが、実はこの点について、衆議院の法務委員会の附帯決議の中で、第八項でこういうふうに記載されております。「本法の施行状況及び他の関連制度における扱いに照らし、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置の導入の是非について検討を行うこと。」これが附帯決議になっておりまして、法務大臣は、趣旨を承ったと、こういうふうにも多分当時御答弁されたんだろうというふう

に思っています。

そこで、改めてお尋ねいたしますけれども、法務省としては、第三者が不正に戸籍の謄抄本を交付請求することを防止する更なる措置について現在どのようなお考えをお持ちなのか、承りたいというふうに思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど大臣から申し上げましたとおり、この点は、この改正案をめぐる法制審議会でも是非それぞれかなり強い御意見がございましたし、また第三者から寄せられたいろいろな御意見の中にも様々な御意見があつたわけでございます。

私どもの検討の中では、これは請求者側とその対象となる戸籍のデータを記載されている者との間に利害対立があるわけでございますけれども、それぞれどういうバランスがいいのかということとを相当議論して今回はこういうことに落ち着いておりますが、確かに請求の対象になっているデータに記載されている者の利益というのをより保護すべきだというお考えも十分に理解できる場所でありました。

ただ、この点は個人情報一般の問題といたしまして、戸籍に限らず、ほかの住民票でございますとか様々なデータの開示請求をした際に、その開示請求をした者を明らかにするという仕組みがどう構築されるかという共通の問題の一つでもあるわけでありまして、戸籍だけが突出して、こういうことについて積極的な仕組みを構築するのはどうかというところが最終的には決め手の一つになつたわけでございますので、おっしゃいました附帯決議にありまして、他の制度の在り方というふうなことも十分に視野に入れながら、今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○近藤正道君 次の質問でありますけれども、改正案では、婚姻等の届出に当たって届出人の本人確認ができなかった場合、届出人に対して婚姻等の届出がされたことを通知することとしておりまして、届出がされたことを通知することとしておりま

るだけでは、本人確認がされなかった人がきちんと通知を受けられたかどうか分からないのではなか、こういう疑問がございまして。

まず、本人確認ができなかった場合の通知を発信主義とした理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは先ほども少し触れたところでございますけれども、この通知というのは、結局のところ強い効果を持たせようというところにいたしまして、おっしゃるとおり、まず到達したかどうかを確認する、御本人から通知の受領後何日間に異議があるかどうかというようなことも更に確認すると、これが一番徹底した考え方でございます。

ただ、そういう考え方を取りますと、少なくとも到達することを確認するまでの間、あるいは、さらにそれから異議の申し出ることでできるものとして設定される期間、こういう間は、逆に届出を正当にされた者にとっては効果を発生させるということを持たざるわけでございます。圧倒的多数の方は普通に正当に届出をされた、しかも届出後直ちに、むしろ他の目的のためにその戸籍を、届出をした後の謄抄本を利用するということが現実でございますので、そういう全体のバランスから考えますと、やはりここはそういうことで、後に訂正をするというチャンスを与えるという効果にとどめた方が合理的だろうということでもこの発信主義にしておりまして、さらに、この通知を受けた方の反応ということも無視して効果を発生させると、こういう制度を取っているわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、言わば、個人にとつてはそんなに効果が発生するということはどうでもいんだと、むしろ私にとつては戸籍に誤った記載をされないことの方が重要だという方もおいでになるわけでございます。そういう方のためには、今回は別の選択肢として、不受理申出制度というのを一般化して、私はとにかく何があらうと、婚姻届を出されよう

と、私自身が婚姻届を出さない限りは婚姻届の受理をしないではないという、そういう要望というものにマッチした仕組みというものをまた別に用意したと、こういう関係に立つわけでござい

ます。

○近藤正道君 不受理申出の制度は、それはそれでまた別に議論するとして、今の点なんですけれども、やっぱり圧倒的に多くのケースはこういう場合に当たらない、本人確認ができるケースなんだろうというふうに思いますが、しかし、数は少ないけれども、やっぱり本人確認ができないケースがあります。

今のような発信主義で行けば、これは本人に成り済ました場合とか、あるいは虚偽の住所を届出したような場合の対応がやっぱりできないんじゃないか。私は、やっぱり役所の事務処理を優先させているんじゃないかなという、そういう思いがぬぐえないわけでありまして、せめて本人確認ができないときには配達記録等を利用する、例えば配達証明付きでやるとか、私はそんなにそのケースが膨大だというふうには思えない。だから、本人確認ができないときには、せめて配達証明付きでやっぱり到達を確認をする、そのぐらいのことがあつても私はよかつたんじゃないかというふうに思いますが、どうですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるような事務処理を優先したわけではございませんけれども、事務処理上の考慮をいたしたことは、これはもう事実でございます。

様々な考慮のバランスの上に今の制度が当面は合理的だと、こう考えて改正案を出しているわけでございますので、今後、そういうような、実際に通知が行つたけど届かないケースというのがかなりあるということになりますと、制度としては機能しない。その制度だけですべての不都合というのをシャットアウトしようというつもりはございませんけれども、しかし、それにしてもその制度が機能しないということになりますとまずいので、その点は運用の面で十分にこれを監視い

たしておりまして、必要に応じて、またおっしゃるようなことも検討したいと考えております。

○近藤正道君 役所の事務処理を優先させたというところを事実上お認めになつて、なおかつ、実際やつて、その弊害があつた場合には考えるというものであります。私は、数はそんなに多くないわけでありまして、役所の事務処理としてもそんなに膨大なものでもありませんので、確認ができない場合にはやはり到達主義、配達証明付きの文書送付、これをやつぱり是非検討すべきではないかと、こういうふうに思います。

最後の質問であります。今回、不受理申出制度というものをつくつたと。私もよくこの制度、以前の通達の制度を利用させてもらった一人なんです。今回、通達の不受理の期間、これは六月だったんだけれども、今回の改正案では不受理の期間を特に設けなかつた、設けない、いったん出せば、その後ずっと不受理ということなんです。これはこれでまたちよつと問題なんではないかと。

何でその、六か月がいいか悪いは別として、いったん出したらもう不受理期間を特に設けない、これでいいのかなという少し私懸念があるわけなんですけれども、なぜ六か月から今度は一挙に期限の定めのないものにしてしまつたんですか、理由を聞かせてください。

○政府参考人寺田逸郎君 これは、一言で申し上げますと、この不受理申出の制度の位置付けが変わつたということでございます。

今までの不受理申出の制度といひますのは通達上の制度でございますけれども、具体的に危険がある場合に、そういう実際に損害が発生することを防止するための、取りあはず法律上ないけれども、でき得る制度ということで構築してございます。したがつて、期間も一定のものでございますし、必ずしも制度上すべての市町村で徹底しているわけではございません。

ただ、今回の場合は、先ほど申し上げました、通知をした、その通知の効果の議論との関連で、

やはりこの効果だけでは十分ではない、つまり本当に誤つた届出というのが効果を生じないようにどうしてもしたいんだという利用者の方々のニーズがもしあるとすれば、それを受け止める制度としては、この不受理申出というのをもう少し幅広い効果を持つたものとしてつくらざるを得ないわけでございます。

したがひまして、これもおつしやるとおり、逆にそういう不都合があるのかということも考えられるわけでございますけれども、具体的に危険があるときに不受理申出をするという従来の制度といふのは、これは他方、今後通達上維持することとも可能でございますし、言わば並列的な制度として運用することも十分可能でございますので、運用状況も十分に見て、また私どもとしていろいろ検討をしていきたいと、こう考えております。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(山下栄一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として仁比聡平君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 他に御発言もありませんから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

戸籍法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下栄一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬進君から発言を求められておりますので、これを許します。築瀬進君。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました戸籍法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、

民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 戸籍制度が我が国の社会において、国民の親族的身分関係を登録・公証するという国民に身近な制度であることにかんがみ、特に、本法による戸籍の公開制度の見直し及び戸籍の記載の真实性を担保するための措置について周知徹底を図ること。

二 第三者に対する戸籍の謄抄本の交付や運転免許証等を有しない者の本人確認が的確に行われるよう、全国統一的かつ適切な運用に努めること。

三 弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。

四 本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。

五 戸籍事務のコンピュータ化の完成時期に合わせて、個人情報管理・保護に万全を期し、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うとともに、戸籍に記載すべき情報の在り方についても引き続き調査・研究を行うこと。

六 本法の施行状況等を注視しつつ、虚偽の届出を行った者に対する制裁の実効性の確保や第三者による戸籍謄抄本の不正請求防止策について引き続き検討を行い、必要に応じて刑罰等につき見直しを行うこと。

七 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による被害に伴う諸問題についての対

応策を幅広く検討すること。

八 民法第七百七十二条の運用に関しては、生まれてくる子の立場に配慮し適切な措置を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(山下栄一君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下栄一君) 全会一致と認めます。よつて、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長勢法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢甚遠君) ただいま可決されました戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(山下栄一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

平成十九年五月十日印刷

平成十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A